**平成２６年（フ）第９９３０号**
東京都豊島区千川２丁目33―６
債務者　小高　　仁
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９３７号**
東京都板橋区大山町24―17―101
債務者　寺島　　渚
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１５４４号**
神奈川県藤沢市善行団地４番１―505号
債務者　安藤　安男
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９８６２号**
東京都西東京市谷戸町２丁目12―４―201
債務者　高見沢正則
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８６６号**
東京都練馬区石神井台２丁目５―13―307
債務者　山下高志郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８６８号**
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１―16―101
グリーンタウン松ヶ丘
債務者　坂本　浩一
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８６９号**
東京都足立区中央本町４丁目１―18―302
債務者　幾田　久恵
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８７０号**
埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田434―23
債務者　齋藤　建二
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９８９１号**
東京都西東京市下保谷２丁目６―４―103
債務者　勝木禎朗こと　勝木　紀朗
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９２３号**
千葉県松戸市六高台５丁目90―２―301
債務者　三枝　忠明
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９２４号**
千葉県千葉市稲毛区稲毛町５丁目451―203
債務者　安藤　誠樹
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９２８号**
東京都渋谷区広尾５丁目１―15―505
債務者　諏訪　伸和
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９３１号**
東京都足立区谷中１丁目29―24―105
債務者　畠山真知子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９３９号**
東京都北区十条仲原４丁目19―６
債務者　石岡美佐子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９４４号**
東京都墨田区東駒形２丁目17―８―401
債務者　廣川　文子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９９５６号**
東京都板橋区板橋２丁目63―９―702
債務者　北田　正則
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部